

旭川市公契約に係る労働者賃金等の実態調査試行要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、旭川市における公契約の基本を定める条例（平成28年旭川市条例第82号）に基づき、市が発注する工事に従事する労働者の賃金実態等を把握するとともにそれを検証し、公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保を図ることを目的に実施する、労働者賃金等の実態調査（以下「賃金等実態調査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(調査対象工事)

第2条 賃金等実態調査は、次に掲げる項目を全て満たす旭川市が発注した工事について実施するものとする。

(1) 設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）500万円以上の建設工事

(2) 調査対象年度の4月1日から9月30日までの間に1日以上施工期間が含まれる建設工事

2 元請事業者（共同企業体の場合は代表者。以下同じ。）が、前項に規定する工事を複数施工している場合は、そのうち請負金額（契約変更があった場合、当初の請負金額をいう。以下同じ。）の最も高い工事を対象とするものとし、1事業者1調査とする。ただし、請負金額の最も高い工事に、第5条に規定する労働者（以下「調査対象労働者」という。）が従事していない場合は、他の調査対象労働者が従事する工事のうち請負金額の最も高い工事を対象とするものとする。なお、共同企業体施工における請負金額は、契約金額にそれぞれの出資率を乗じた金額で比較するものとする。

3 下請事業者（元請事業者として対象工事のない者）にあつては、元請事業者から依頼を受けた対象工事のうち請負金額の最も高い工事を対象とする。ただし、請負金額の最も高い工事に調査対象労働者が従事していない場合は、他の調査対象労働者が従事する工事のうち請負金額の最も高い工事を対象とするものとする。

4 市長は、調査対象工事である旨を入札公告又は指名通知において示すものとする。

5 市長は、第1項第2号に示す工事の発注が終了した後、元請事業者に対して、本調査の依頼とともに調査対象工事を通知するものとする。

6 前項の通知を受けた元請事業者は、当該工事を下請したすべての事業者（二次以降の下請事業者を含む。（元請事業者が共同企業体の場合は、構成員を含む。））に調査の協力を依頼するものとする。なお、共同企業体の構成員が元請事業者として他の調査対象工事を施工している場合は、元請事業者として施工した工事を対象とするものとする。

7 調査対象工事の抽出に関する例示は、別紙のとおりとする。

(調査期間)

第3条 賃金等実態調査は、10月から12月までの間に実施するものとする。

(調査対象者)

第4条 調査対象者は、元請事業者及び下請事業者（警備会社を含む。以下同じ。）にか

かわらず、第2条第1項に該当する工事を施工した事業者とする。

(対象となる労働者)

第5条 賃金等実態調査の対象となる労働者は、次の各号に該当する労働者を除く調査対象工事に従事した元請事業者及びその下請事業者の労働者であって、調査対象工事の施工期間のうち、調査対象年度の4月1日から9月30日の間に1日以上従事し、国土交通省が「公共工事設計労務単価」において定める職種に該当する者とする。

- (1) 役員
- (2) 賃金を経費（材料費、機械経費、燃料代など）込みで受け取っている労働者
- (3) 現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等）
- (4) 事務員、給食担当者等の工事に直接携わらない労働者
- (5) オペレータ付きクレーンリースの運転手

(調査項目)

第6条 賃金等実態調査は、次の事項について調査するものとする。

- (1) 対象労働者の労働賃金単価（「公共工事設計労務単価」の定義によるものとし、当該工事分を含め労働者に支払った1か月分の賃金により算出する。）
- (2) 外国人労働者の有無
- (3) 事業者の週休2日制への取組状況
- (4) 事業者の法定外労働者災害補償保険の加入状況
- (5) 従事する労働者の年齢や経験年数
- (6) 時間外手当
- (7) その他必要な事項

(調査方法)

第7条 賃金等実態調査は、調査票（様式第1号）により行うものとし、各調査対象者が直接市長に提出するものとする。

- 2 市長は、提出された調査票の記載内容を確認するため、必要があるときは調査対象者に対し説明を求め、又は、雇用契約書又は賃金台帳等の書類の提出等を求めるものとする。
- 3 市長は、労働者賃金等の動向について把握するため、調査票を提出した中から抽出した事業者について聞き取り調査を行うものとする。

(調査結果の公表)

第8条 調査結果は、旭川市ホームページにおいて、集計した内容を公表するものとする。

(その他)

第9条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月4日から施行する。